

事務事業及び予算の執行実績
(令和4年度分)

監査委員事務局

目 次

監査委員事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
指摘等の概要	16
事業の根拠法令調	33
職員調	34
職員の年齢調	35
健康管理	36
職員配置調	37
令和4年度歳入予算執行状況調	38
預金調	40
郵券等受払調	40
令和4年度歳出予算執行状況調	42
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	44
委託料に関する調	46
負担金支出調	48
備品・図書調	49
主要備品調	49

監査委員事務局の施策等の概要

1 施策概要

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和4年度は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

(1) 実施状況

令和4年度は監査基準に基づき、令和2年度から運用された新たな内部統制制度を踏まえて、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど合規性監査の効率化を図るとともに、経済性、効率性、有効性に着目した3E監査に重点を置き実施した。

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を542箇所実施し、指摘等の監査結果54件及び事務局長指導事項86件を出した。

監査結果における「意見」については、本庁各部局に対し、事務・事業の改善に繋がる「意見」のほか、土木事務所において多発している工事事故について、統括する工事検査課に対し安全対策の推進を求める「意見」を出した。また、3Eの視点から、委託事業や補助金の効率的、効果的な執行などを求める「意見」を出した。

監査結果を出した所属に対しては、改善措置状況の報告を求め、措置状況を評価、確認した。

また、決算、財政健全化判断比率等及び内部統制評価報告書の審査を行い、知事へ意見書を提出した。

さらに、依然として同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して定期的に情報提供を行い、全庁的な再発防止や内部統制の充実を要請した。

監査事務については、効率的・効果的な監査の実施及び監査対象機関を含めた事務作業負担の軽減を図るためICTを活用し、監査結果のデータベース化、WEBによる監査の実施などに取り組んだ。

2 施策体系

施策目的 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

任務目的 県の行財政の適正な運営に資するため、監査、審査等を行う。

手段

- 監査基本計画、監査実施計画の作成
- 監査手法・監査基準の見直し
- 予備監査の実施
- 実地監査の実施
- 監査結果の決定及び伝達・報告等
- 決算審査の実施
- 財政健全化判断比率等審査の実施
- 内部統制評価報告書の審査
- 例月出納検査の実施
- 包括外部監査に関する事務の処理
- 住民監査請求の処理
- 監査情報の提供
- 予備監査業務の委託（アウトソーシング）
- その他の監査業務の処理

3 職員の概要

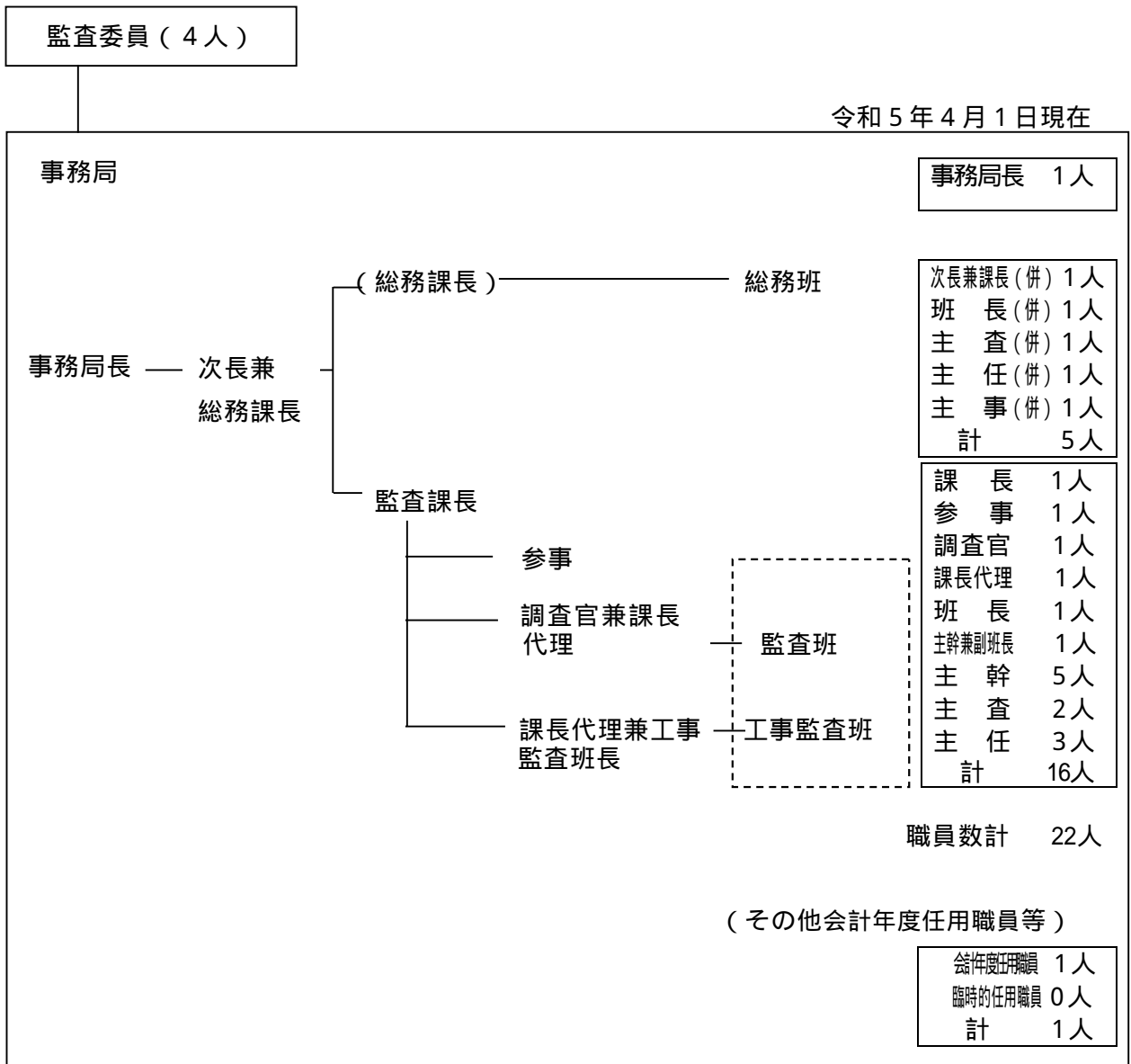
(単位：人・歳)

区分	職員数			アの平均年齢	アの健康管理区分									未区分	計
	一般職員 ア	その他職員 イ	計 ウ		A 勤務休止	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3			
						勤務時間 短縮		時間外 制限		平常勤務					
						要治療	要観察	要治療	要観察	要治療	要経過観察	医療不要			
監査事務局 計	17	1	18	52.7	0	0	0	0	9	7	1	0	17		
									(9)	(7)	(1)		(17)		

(注) 併任職員を除く。その他職員は会計年度任用職員。

事務事業の概要

1 組織図



2 監査委員

地方自治法第196条の規定により、次のとおり監査委員が選任されている。

監査委員

令和5年5月19日現在

区 分	氏 名	住 所	勤務年数	任 期		備 考
				就任年月日	満了年月日	
識見委員	常 勤 (代表)	森 裕	3年2月	令和2年4月1日	令和6年3月31日	代表就任 令和2年11月1日
"	常 勤	渡邊 芳文	2年7月	令和2年11月1日	令和6年10月31日	
議選委員	非常勤	竹内 良訓	0年0月	令和5年5月19日	令和9年4月29日	
"	"	四本 康久	0年0月	令和5年5月19日	令和9年4月29日	

3 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

【監査課】

(1) 監査の実施状況等

監査実施箇所数

区 分	令和4年度
定期監査	476 箇所
随時監査（財務会計）	20 箇所
” （工事技術）	2 箇所
財政的援助団体等監査	44 箇所
計	542 箇所

監査結果の件数

区 分	令和4年度
指 摘	10 件
注 意	22 件
意 見	22 件
計	54 件

事務局長指導事項の件数

区 分	令和4年度
指 導	86 件

(2) 予備監査等の実施状況

ア 本庁・出先機関、財政的援助団体等の予備監査

(ア) 実施時期

本庁については、6月から7月にかけて実施し、歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政健全化判断比率等審査に係る予備審査も併せて実施した。また、出先機関及び財政的援助団体等については、監査委員による本監査の概ね1か月前を目途に実施した。

(イ) 実施方法

本庁については、部局を担当する職員が原則1人で実施した。また、出先機関及び財政的援助団体等については、業務内容や規模に応じて1箇所あたり1～5人で1日又は2日かけて実施した。

なお、財務監査の透明性、独立性及び専門性を一層高め、予備監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、本庁109箇所、出先機関127箇所及び財政的援助団体等30箇所については、財務に関する予備監査業務を公認会計士に委託（アウトソーシング）した。

(ウ) 調査方法

事前に監査調書に基づく準備調査を行い、予備監査当日は、現地において事務事業、財務（会計経理・財産管理）及び工事技術について内容を聴取するとともに、関係書類、帳票の照合点検及び工事現場の調査等を実施した。なお、本庁、出先機関の予備監査においては、収入及び報酬、職員手当（扶養・住居・通勤手当）、役務費、委託

料、補助金等に係る支出等について調査を実施した。

イ 例月出納予備検査

担当職員又は公認会計士（委託）が、普通会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計、静岡がんセンター事業会計及び流域下水道事業会計）を分担し、検査調書及び各種証拠書類に基づき、現金の出納、保管状況及び収支の動態について予備検査を行った。

(3) 定期監査等の実施状況

ア 定期監査

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査計画に沿って本庁の各課222箇所及び出先機関254箇所（教育機関、県立学校、警察署を含む）合計476箇所を対象に、定期監査を実施した。なお、本庁222箇所はすべてを实地監査として部局単位で実施した。出先機関については一部（80箇所）を实地監査とし、その他の174箇所は書面監査とした。また、令和3年度に引き続き、事業実施箇所や執務室等の現場巡視を実施した。

新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、新型コロナウイルス関連の業務に集中している健康福祉部の出先機関（健康福祉センター）4所属については、予備監査の実施時期を変更し、本監査についても実地方式から書面方式に変更するとともに、がんセンター局の本庁監査をオンラインの会議方式で実施した。

また、台風15号に係る災害復旧の影響を考慮し、交通基盤部の出先機関等3所属について实地監査等の実施時期を変更した。

イ 随時監査

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を実施した。

財務会計については、現預金や郵券類等の現物確認を予告なく監査する「抜打ち監査」を20箇所実施した。

工事技術については、大規模な工事のうち施工途中のものを対象に2箇所実施した。

ウ 財政的援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が資本金の25%以上を出資している団体や補助・貸付等の財政的援助をしている団体及び指定管理者計44団体に対して監査を実施した。

財政的援助団体等の実施状況

区 分	対 象	選定基準該当	実施箇所数	実 地	
				実 地	書 面
出資団体	32	30	20	1	19
補助団体	170	149	16	0	16
貸付団体	7	7	0	0	0
指定管理者	38	36	7	0	7
その他必要と認めた団体	1,755	658	1	0	1
合 計	2,002	880	44	1	43

選定基準 出資団体：出資率4分の1以上

補助団体：5,000万円以上

貸付団体：1億円以上

指定管理者：すべて

その他必要と認めた団体：補助金5,000万円未満、貸付額1億円未満の団体

その他必要と認めた団体として、令和3年度の財政的援助の額が5,000万円未満の補助団体の中から、県に事務局等を置く任意団体を1団体選定した。県に事務局等を置く任意団体では、過去に任意団体の会計処理を行っていた公務員が、当該団体の現金を横領する事件が発生していることから監査を実施することとした。

(4) 監査結果等の決定、報告等

監査結果及び事務局長指導事項について、監査委員協議会において協議し、決定した。

ア 監査結果

監査の結果に基づき、次の区分により指摘等を行った。

(ア) 指摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- a 法令・条例・規則に違反している事項
- b 収入確保に適切な措置を要する事項
- c 予算を目的外に支出している事項
- d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- e 既に注意したもので是正又は改善がされていない事項

(イ) 注意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(ウ) 意見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

イ 事務局長指導事項

(ア) 指導

注意又は意見に掲げる事項に該当し、その内容が軽微である事項

ウ 監査結果等の周知徹底等

監査を実効あるものとするため、指摘等の対象となった機関に対して事務局長が直接、監査結果等を伝達した。また、各部局政策管理局長等に対して監査結果等の説明や複数の所属で多発している事案について情報提供を行い、各所属に対する監査結果等の周知徹底や全庁的な再発防止に向けた取組を依頼した。

エ 報告・公表及び意見の提出

監査の結果に関する報告及び意見を監査委員協議会において決定し、これを議長、知事及び関係機関に提出するとともに、県公報に登載し、併せて報道機関に資料提供した。

オ 改善措置状況の把握、公表

指摘等の監査結果の対象となった所属に対して、伝達後、概ね3か月以内に改善措置状況の報告を求め、その改善状況の把握を行った。また、次回の定期監査においても、改善措置の履行状況を確認していく。改善措置を講じた旨の報告があったときは、県公

報に登載して公表した。

カ 定期監査、随時監査、財政的援助団体等監査の結果
令和4年度の監査結果は、次のとおりである。

監査の実施状況

区分	実施箇所 (A)	指摘等箇所 (B)	指摘等件数 (C)	指摘等件数の内訳									指摘等率(B)/(A) %	
				指摘			注意			意見				
				財務	事務事業	計	財務	事務事業	計	財務	事務事業	計		
定期監査	知事部局	133 253	43	42	1 4	6	10	9	7	16		16	16	17.0
	企業局	4 5												0.0
	がんセンター局	1 1												0.0
	教育委員会	73 129	7	10				1	4	5		5	5	5.4
	公安委員会	13 74	1	1					1	1				1.4
	県議会 各種委員会	12 14												0.0
	計	236 476	51	53	4	6	10	10	12	22		21	21	10.7
随時監査	22	1	1								1		1	4.5
財政的援助団体等監査	30 44													0.0
合計	266 542	52	54	4	6	10	10	12	22		1	21	22	9.6
3年度実績	262 544	54	52	4	5	9	11	9	20			23	23	9.9

実施箇所のうち財務会計部分の予備監査をアウトソーシングした箇所数を内数で書き

上記監査結果の他、「注意」又は「意見」に該当し、その内容が軽微である事項は、事務局長指導事項（指導）を出した。

区分	事務局長指導事項（指導）			
	定期監査	随時監査	財政的援助団体等監査	合計
令和4年度	81	0	5	86
令和3年度	53	2	7	62

キ 監査種別の指摘等の内容（詳細は別紙「指摘等の概要」のとおり（「指導」を除く））

〔定期監査〕

- (ア) 指摘 10件
 - 財務 4件
 - (a) 収入関係 1件
 - 不動産取得税の課税誤り
 - (b) 契約関係 1件
 - 建設工事の不適切な契約手続

- (c) 財産関係 1件
生乳の誤廃棄（同種事案の再発）
- (d) 工事技術関係 1件
建設工事等における不適切な事務処理
- 事務事業 6件
要配慮個人情報の流出2件、不適切な個人情報の取扱い及び流出、特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理、薬剤師免許証の紛失、無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い
- (イ) 注意 22件
- 財務 10件
- (a) 収入関係 2件
海岸占用料の算定誤り、河川占用料の不適切な徴収
- (b) 支出関係 1件
物品購入代金の支払遅延
- (c) 契約関係 1件
業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務
- (d) 財産関係 2件
物品台帳の未作成、モバイルパソコンの不適切な管理
- (e) 工事技術関係 4件
建設工事の不適切な工事計画、建設工事における不適切な設計、建設工事における不適切な監督・検査業務、建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発
- 事務事業 12件
社会生活基本調査票の紛失、不適切な個人情報の取扱い、会計書類の紛失、交通反則切符の紛失、会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り、会計年度任用職員報酬の有給休暇に係る不適切な手続、技能検定合格証書の誤発行、農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理、県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り2件、不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り、教員による生徒への体罰行為の発生
- (ウ) 意見 21件
- 事務事業 21件
静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用、オープンデータの利活用の推進、地震・津波対策等減災交付金の取組の推進、静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及、会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行2件、しずおかスマートオフィス実践プランの推進、観光デジタル情報プラットフォームの利活用、介護保険財政安定化基金・後期高齢者医療財政安定化基金・国民健康保険財政安定化基金の運用、看護師確保対策の取組、個人情報の誤送信・誤送付の根絶の徹底、県内企業の国際化支援、森林整備の促進、県産水産物の流通拡大の取組、建設工事等の安全対策の取組、水災害における総合的な対策の推進、福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善、障害者雇用の推進、不祥事根絶に向けた取組、学校維持管

理費等の適正な執行、運動部活動の効率的・効果的な実施

(I) 指導 81件

収入関係 5 件、支出関係10件、契約関係20件、財産関係 9 件、工事関係 5 件、その他 1 件、事務事業関係30件、意見基準 1 件

〔 随時監査 〕

(ア) 意見 1 件

財務 1 件

警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底

〔 財政的援助団体等監査 〕

(ア) 指導 5 件

財務 5 件

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 決算審査

(ア) 一般会計、特別会計

a 令和 3 年度静岡県歳入歳出決算について、令和 4 年 7 月 22 日から 8 月 30 日にかけて決算及び証書類等の審査を行い、9 月 9 日に知事へ意見書を提出した。

b 歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認められた。

(イ) 公営企業

a 令和 3 年度の静岡県工業用水道事業会計、静岡県水道事業会計、静岡県地域振興整備事業会計、静岡県立静岡がんセンター事業会計及び静岡県流域下水道事業会計の決算について、令和 4 年 7 月 22 日から 8 月 30 日にかけて決算及び証書類等の審査を行い、9 月 9 日に知事へ意見書を提出した。

b 決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認められた。

(ウ) 決算審査意見等の概要

会計別	内 容
一般会計 ・ 特別会計	(財政運営・予算執行) ・ 県の財政状況は、県債残高の状況、7 つの指標の推移や財政調整用の基金の取崩しの状況等を勘案すると、実質公債費比率18%未満、将来負担比率400%未満という新ビジョンの目標の範囲を維持し、若干の持ち直しの気配は見られるものの、厳しい状況は続いている。

<p>一般会計 ・ 特別会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着実な県債残高の縮減、歳出構造の見直し、今まで以上の歳入確保に努めることで、健全財政の堅持を図られたい。 ・ 国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた交付金制度に係る改革や償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。 ・ 県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。 ・ 一般会計については、前年度に比べて繰越額が大幅に増加しており、明許繰越のうち通常分については、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。追加分については、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ適時適切に対応願いたい。また、事故繰越については、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。 ・ 財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、今まで以上に効率的な予算執行に努められたい。 (事務執行) ・ 内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、評価部局、各推進部局間で連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化など継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。 ・ 県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。 ・ 未利用財産は、最新の売却対象を整理した上で、「県有財産の売却計画」最終年度である令和4年度中に計画した売却が達成することができるよう、積極的に売却を進められたい。また、今後30年間の建替えや集約化等の管理方針及び対策に要する費用を記載した「個別施設計画(公共建築物)」を令和元年度に策定し、公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとし、「総量適正化」については、2049年度(令和31年度)までの30年間で公共建築物の15%の削減を目標としている。当該目標を達成するため、引き続き、計画的な削減に努められたい。加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。
<p>工業用水道事業会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、新たな管路整備手法の導入等による抜本的改革を進め、新規顧客開拓等による収益確保、電力使用量や浄水発生土処分費の削減等による運営コストの削減により収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、着実に施設更新や耐震化を進められたい。 ・ 急速に経営悪化した富士川と東駿河湾工水については、令和4年3月に両事業を統合し、「ふじさん工業用水道」とするとともに、令和4年4月分から料金改定を行った。令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指しているが、一体的な運用によるコスト削減と工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。また、給水収益を回復させるため、企業誘致と連携した顧客開拓に一層努められたい。
<p>水道事業会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、新たな管路整備手法の導入等による抜本的改革を進め、電力使用量や浄水発生土処分費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、施設の効率的な更新や耐震化を計画的に進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の維持に努められたい。 ・ 榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道について、統合を目指す基本協定を令和4年3月に締結した。現在、関係者間で令和11年4月を目途とする統合に向けた協議を進めているが、統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業を進められたい。

<p>地域振興事業 地 域 振 興 事 業 計 画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町と連携して積極的に開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、アフターコロナにおける用地需要に対応できるよう、企業局資金を活用したセミ・レディーメイド方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した工業用地等の供給を進められたい。また、新たな用地造成等の事業化に当たっては、財政負担リスクをあらかじめ慎重に判断したうえで、社会経済情勢の変化を見定め、経営の健全性を確保し、効果的な事業執行に努められたい。 「富士大淵」については、令和4年度に富士市への引渡しができるよう、計画に沿った事業の推進に努められたい。
<p>静岡がんセンター事業会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院事業は、平成28年度から令和2年度まで5年間の「新公立病院改革プラン」に基づき、経営改善に取り組んだ結果、令和元年度までは黒字を継続していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化し赤字となり、令和3年度も前年度に引き続き赤字となった。一方で、新たなプランの策定準備も始まっており、旧プランの数値目標の一部は達成されていないため、引き続き経営戦略会議等による検証を行い、効率的な病院経営に取り組み、早期に病院事業の黒字化を図っていただきたい。また、新たなプランの策定に当たっては、今回の新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえつつ、国から示されたガイドラインに配慮し、新たに追加された医師の働き方改革への対応や新興感染症に備えた平時からの取組などを含め、引き続き経営強化を図るとともに公立病院としての役割を果たすことができるよう進めていただきたい。 過年度医業未収金について、コロナ禍で支払いが困難な患者が増えているとのことであるが、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かい対応による未収金発生未然防止と早期回収に努められたい。 本県のがん治療の中核的な病院としての役割を果たすため、不足している医師の確保について引き続き努められたい。また、研究所を中心に行われているプロジェクトHOP Eの研究成果を基に、民間企業等との連携による検査サービスの提供や将来の臨床に役立つ新技術の開発を進めるなど、その成果を可能な限り県民に還元するよう努められたい。
<p>流域下水道事業会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設について、計画的な修繕・更新を進めているところであるが、引き続き、点検調査や診断の結果により施設の健全度を把握し、必要に応じて同計画を見直しながら、事業費の平準化と施設の長寿命化を進められたい。 下水道施設は県民の生活や生命に関わる重要なライフラインであることから、地震、豪雨等の自然災害により、下水道機能が失われることがないように、施設の計画的な耐震化・耐水化の推進に努められたい。 当事業は5市3町からの負担金を主な財源としていることから、引き続き、維持管理費の縮減に取り組み、効率的な事業運営を進めることで、市町の負担軽減に努められたい。

イ 基金運用状況審査

静岡県立美術博物館建設基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(6) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率等審査

(ア) 令和3年度健全化判断比率等について、令和4年8月10日から8月30日にかけて健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行い、9月9日に知事へ意見書を提出した。

(イ) 審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。健全化判断比率に関して、「今まで以上に公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。」、「地方債などの将来負担額の適正な管理に早急に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。」との意見を付した。また、資金不足比率に関して、「引き続き、健

全な公営企業の経営に努められたい。」との意見を付した。

(7) 内部統制評価報告書の審査

ア 内部統制評価報告書の審査

(ア) 「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行い、9月16日に知事へ意見書を提出した。

(イ) 審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当であると認められた。なお、期間中に運用上の重大な不備が1件発生したが、既に改善措置を講じていることを確認した。

また、改善が必要と判断される事項4点について付記した。

(8) 例月出納検査の実施

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を毎月例日(25日～末日)に実施し、普通会計、歳入歳出外現金、基金及び公営企業会計(工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計及び静岡がんセンター事業会計、流域下水道事業会計)の現金の出納、保管の状況及び収支の動態について検査した。その結果、いずれも適正に処理されていた。

(9) 包括外部監査

包括外部監査人により「産業振興に関する施策の財務事務の執行について」をテーマに監査が行われたが、監査委員は監査委員協議会において次の項目について協議し、補助者の告示等を行うとともに、監査委員に提出された監査結果の公表等を行った。

< 包括外部監査に係る監査委員協議会等の開催 >

項目	実施日	合議結果
包括外部監査人が監査補助者を置く場合の協議	令和4年5月26日	補助者に特に異議なし
知事が包括外部監査人と契約しようとする際の意見	令和5年1月26日	加山秀剛氏を適当と認める
包括外部監査結果に関し必要と認めた場合の意見	令和5年3月23日	意見はなし

(10) 住民監査請求

地方自治法第242条の規定による住民からの監査請求について、請求はなかった。

(11) 監査情報の提供

監査業務についての県民等の理解を深めるため、監査結果を県公報やホームページで積極的に公開するとともに、「監査年報」としてとりまとめ、公表した。

- (12) 予備監査業務等の委託（アウトソーシング） アウトソーシング推進費 50,613,750円
 （内 委託費 50,613,750円）

- ア 予備監査業務の51.2%を公認会計士に委託した。
 イ このうち、財政的援助団体等監査については、企業会計の専門家である公認会計士の専門的知識を活かすため予備監査業務の68.2%を委託した。
 ウ 例月出納検査について、普通会計、歳入歳出外現金、基金、企業局会計、がんセンター事業会計、流域下水道事業会計のうち、普通会計等及び企業局会計の予備検査業務を公認会計士に委託した。

（アウトソーシングの実施箇所）

区 分		監査対象箇所等	アウトソーシング 対象箇所等	実施率(%)	3年実施率 (%)
定期監査	本 庁	222	109	49.1	53.4
	出先機関	254	127	50.0	45.9
（小 計）		476	236	49.6	49.4
財援団体等の監査		44	30	68.2	62.8
計		520	266	51.2	50.5
例月出納検査		4 会計等	2 会計等		

- (13) その他の監査業務

ア 監査委員協議会

監査等の年間計画、監査結果等の決定、報告及び公表、意見の提出等について協議するため、監査委員協議会を開催した。

令和4年度の委員協議会開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	協 議 内 容
令和4年5月26日	令和4年度包括外部監査人の補助者の協議
令和4年6月13日	令和4年度定期監査の結果の協議及び公表
令和4年8月30日	令和3年度決算等審査意見、令和3度健全化判断比率等審査意見
令和4年9月13日	令和3年度内部統制評価報告書の審査意見について
令和4年9月22日	令和4年度定期監査等の結果の協議及び公表
令和4年11月28日	令和4年度定期監査等の結果の協議及び公表
令和5年1月26日	令和5年度包括外部監査契約の締結に関する意見
令和5年2月13日	令和4年度定期監査等の結果の協議及び公表
令和5年3月17日	令和4年度定期監査等の結果の協議及び公表 令和5年度監査計画等 「静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程」の一部改正 個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う保有個人情報 が記録されている文書等の写しの交付等に関する事務手続を規定する 関係規程等の制定 「監査委員の所管する事務に係る行政手続き等における情報通信の 技術の利用に関する規程」の一部改正
令和5年3月23日	令和4年度包括外部監査結果に関する意見

イ 全国協議会・研究会等

監査業務の向上のため、全都道府県及びブロックの監査委員並びに事務局職員で組織されている協議会、研究会等に関係者が出席し、監査のあり方、実施方法等について討議、研修を行っているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全都道府県監査委員協議会連合会講習会はオンデマンド形式、他の会議は書面での開催となった。

協議会名	実施方法	開催県
第78回東海北陸地区監査委員協議会 及び第77回東海北陸地区監査委員事務局長会議	書面により実施	富山県
第73回全都道府県監査委員協議会連合会講習会	オンデマンド形式	東京都
第50回東海北陸七県監査委員事務局職員事務研究会	書面により実施	三重県
第44回東海四県監査委員事務局長協議会	書面により実施	静岡県

ウ 監査業務の見直し等

令和2年4月に施行された監査基準に基づき、内部統制に依拠した監査を実施した。令和5年度に向けては、内部統制推進機関との役割分担を図りながら監査実施計画における予備監査の実施方法や合規性監査の効率化について見直しを行い、3E監査のより一層の拡充を図るとともに、ペーパーレス化の推進等による監査業務の見直しを行った。

4 評価、課題及び改善

(1) 評価

定期監査（本庁、出先機関）、財政的援助団体等の監査について、いずれも令和4年度は監査計画どおりに実施した。財務事務等が適正かつ効率的に執行されているかなどを監査し、法令違反等に対して指摘等を行うとともに、組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化に資するための意見を述べ、監査対象機関の事務・事業の見直しや改善を促すことができた。

特に、3E監査においては、本庁監査では事業そのものに着目し、業務委託や補助事業が目的にかなったものか、事業の効果を把握できているか、より経済的、効率的、効果的に行う方法が他にあるのではないかとといった視点で監査を実施した。その結果、事業や補助金の効率的、効果的な執行を求める意見を19件出した。

出先機関においては、職員公舎の共同利用や節電対策の状況、エレベータ保守点検業務委託、高等学校等のICTの活用状況、夜間高校における給食の実施方法の確認を3Eの視点で実施した。監査結果の提出には至らなかったものの、調査手法の確立を企図する現状において調査ノウハウを蓄積することができたほか、把握した課題については令和5年度以降の調査項目の着眼点に反映させるなど活用していく。

さらに、同様の誤りが複数の所属で発生している事案について、執行部に対して情報提供を行い、再発防止の取組を要請した。

随時監査では、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗確認を行い、

機動的・弾力的に監査を実施することができた。

監査結果については、議長・知事等へ報告するとともに、県公報登載に加えて、報道機関に資料提供して公表した。

決算審査及び財政健全化判断比率等審査については、財政運営の健全化等に関する意見を付し、9月県議会定例会開催日までに知事へ意見書を提出した。

内部統制評価報告書については、各所属における内部統制の整備・運用状況の確認や内部統制評価部局等に対するヒアリングにより審査を行い、審査意見書を知事へ提出した。

予備監査業務等の委託（アウトソーシング）については、計画通り266箇所の監査を実施し、9件の監査結果等の報告を受けるなど、円滑な予備監査の実施に資することができた。

（２）課題

地方自治法の改正により、令和2年度から内部統制制度に依拠した監査の実施と3E監査の充実が求められている。経済性、効率性、有効性に着目した3E監査を充実していくにあたっては、限られた資源を活用して効果的な監査を行う必要がある。このため、内部統制と連携することで従前の合規性監査の効率化を図るほか、ICTを活用するなど監査事務の一層の効率化・合理化を図る必要がある。

また、毎年複数の所属で同様の誤りが発生していることから、これらについては内部統制の充実を働きかけるなど、再発防止を図っていく必要がある。

（３）改善

内部統制に依拠した監査を推進し、令和4年度の監査を踏まえて3E監査の更なる拡充を図る。

合規性の観点による財務監査については、内部統制推進機関との役割分担を図り、内部統制推進機関の検査の対象外となる項目や検査頻度の少ない項目に特化して重点的に試査するなど、一層の効率化を図る。また、内部統制が有効に働いていると判断される機関に対しては試査項目を絞り、半日程度で実施する簡易な方法による監査を導入する。

3E監査については、合規性の監査の効率化を図ることにより、3Eの観点からの調査を深掘りすることができるサイクルを構築する。また、本庁においては、部局横断的な監査事項を設定して調査するほか、出先機関では、事業類型別に事務事業に関する共通の監査テーマや消耗品等の共同調達など、所属横断的な監査事項を設定した調査を実施し、3E監査の一層の充実を図る。

なお、規模の大きな部局については、担当を1人から2人に増員し、本庁監査における重点テーマ等について、より深く監査が実施できる体制を整える。

指摘等の概要

[定期監査]

監査結果（指摘 10 件、注意 22 件）

監査箇所	区分	概 要	
3月 下田財務事務所	指摘	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	下田財務事務所は、令和 2 年度及び 4 年度に、不動産取得税 32 件において、誤って 10,313,000 円を過大に課税した。
12月 浜松土木事務所	指摘	件名	建設工事の不適切な契約手続
		内容	浜松土木事務所は、令和 4 年度に工事の入札を執行した制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準を明示していなかったにもかかわらず、随意契約に移行し契約を締結した。さらに、最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴して、契約を締結していた。
3月 下田土木事務所	指摘	件名	建設工事等における不適切な事務処理
		内容	下田土木事務所は、平成 29 年度及び 30 年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計 1,216 万円を過大に支出した。
12月 畜産技術研究所	指摘	件名	生乳の誤廃棄（同種事案の再発）
		内容	畜産技術研究所は、令和 4 年 1 月 19 日に、職員が集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことに気が付かず乳牛の搾乳作業を行い、搾乳した生乳約 800kg（7 万 8 千円相当）を貯乳できずに廃棄してしまった。同所においては、前回の監査で同種の事案が発生したことから「注意」として監査結果を出して再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びつかなかった。
3月 東部健康福祉センター	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	東部保健所は、令和 4 年 4 月に、入所予定の新型コロナウイルス感染症の罹患患者 1 人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校 493 校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。 また、同年 9 月に、新型コロナウイルス感染症患者 3 人分の個人情報記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナウイルス療養者支援センターに FAX 送信する際、誤って薬局 1 店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。

監査箇所	区分	概要	
3月 中部健康福祉センター	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p>
2月 吉原林間学園	指摘	件名	不適切な個人情報の取扱い及び流出
		内容	<p>吉原林間学園は、静岡県情報セキュリティ対策基準に反して個人情報を含む心理検査報告書1件をメールに添付して送信し、送信先のメールアドレスを誤ったことにより31者に個人情報を流出させた。</p> <p>流出した情報は、受診児童1人の氏名、生年月日及び要配慮個人情報であった。</p>
9月 障害者支援局 障害福祉課	指摘	件名	特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理
		内容	<p>障害者支援局障害福祉課は、特別児童扶養手当の事務処理において、市町を經由して提出された認定請求1件について、事務担当者が受付簿に記載すること無く384日放置した。</p> <p>また、同手当の資格喪失の事務処理において、市町を經由して提出された資格喪失届1件について、受付簿に記載すること無く、217日放置した。この結果、受給資格を失った者に対し7か月分の手当（244,790円）を誤支給した。</p>
9月 生活衛生局薬事課	指摘	件名	薬剤師免許証の紛失
		内容	<p>生活衛生局薬事課は、厚生労働省から送付された薬剤師免許証2件（書換交付1件、再交付1件）を、申請者に交付するため東部健康福祉センターへ送付した際に紛失した。</p>
2月 農林技術研究所 森林・林業研究センター	指摘	件名	無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い
		内容	<p>農林技術研究所森林・林業研究センターは、研究目的で、西部農林事務所が本来、販売するために育成するヒノキ母樹の一部を借り受け、無登録農薬（着花促進剤）を散布し、種子を生産した。</p> <p>無登録農薬を使用して生産した種子は、販売や譲渡が禁じられているため、適切に保管するか処分すべきであったが、農林技術研究所森林・林業研究センターは、その認識がなかったことから、西部農林事務所にそのことを伝えることなく生産した種子を西部農林事務所に渡し、西部農林事務所は、その種子を苗木生産者に販売した。このため、販売を禁じられている種子から育成された苗木等を回収することになり、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。</p>

監査箇所	区分	概 要	
2月 熱海土木事務所	注意	件名	海岸占用料の算定誤り
		内容	熱海土木事務所は、平成 27 年度から令和 2 年度までの間、海岸占用料の算定を誤り、徴収不足 10 件 426,020 円が発生した。
12月 浜松土木事務所	注意	件名	河川占用料の不適切な徴収
		内容	浜松土木事務所は、平成 27 年度から令和 3 年度までの間、河川占用料の徴収において、減免制度の適用を誤り、過徴収 71,200 円が発生した。
9月 行政経営局健康指導課	注意	件名	物品購入代金の支払遅延
		内容	経営管理部行政経営局健康指導課は、令和 3 年度に購入した研修用テキスト代 118,360 円の支払について、請求書受理日から 15 日以内に支払う必要があったが 128 日遅延し、令和 4 年度に行った。
2月 埋蔵文化財センター	注意	件名	業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務
		内容	埋蔵文化財センターは、令和 3 年度に実施したアスベスト他含有調査業務委託において、アスベスト定性分析と定量分析が一体となった設計単価で契約した。そのため、定性分析を実施した 5 検体のうち、不検出となった 4 検体の定量分析を実施しなかったにもかかわらず、減額の変更契約を行わなかった。 また、契約書に設計書が添付されていなかった。
12月 富士山世界遺産センター	注意	件名	物品台帳の未作成
		内容	富士山世界遺産センターは、令和 2 年度及び 3 年度の業務委託により取得した富士山ライブカメラの物品台帳を作成していなかった。 同センターは令和 3 年 6 月の物品事務指導検査において、平成 29 年度委託業務の成果品として取得した物品の台帳作成が遅延していたとして注意を受けていたが、これが改善に結びついていなかった。
9月 デジタル戦略局電子県庁課	注意	件名	モバイルパソコンの不適切な管理
		内容	デジタル戦略局電子県庁課は、職員への配付を行うための作業に伴いモバイルパソコン 520 台を中遠総合庁舎東館 4 階会議室で保管していたが、令和 3 年 8 月 30 日から 9 月 7 日までの間に、うち 2 台を紛失した。
3月 島田土木事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	島田土木事務所は、令和 3 年度に実施した道路舗装工事において、交差点協議（公安委員会協議）が未了のまま発注し、協議が整わなかったことから、工事の大部分を取り止め、大幅な減額となる変更契約を行った。
2月 熱海高等学校	注意	件名	建設工事における不適切な設計
		内容	熱海高等学校は、令和 3 年度に実施したフェンス更新工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い、これに基づき施工した。

監査箇所	区分	概 要	
2月 浜松工業技術 支援センター	注意	件名	建設工事における不適切な監督・検査業務
		内容	浜松工業技術支援センターは、令和3年度に実施した空調設備更新工事において、監督・検査業務が適切でなく、特記仕様書に明示した耐震支持が施工されていないことに気が付かないまま、完成検査で合格としていた。
3月 島田土木事務 所	注意	件名	建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発
		内容	島田土木事務所では、令和3年度から4年度にかけて実施した道路工事において、令和2年度に先行工事で発生した工事関係者の死亡事故と同じ作業箇所、同一の施工業者による死亡事故が発生した。
9月 デジタル戦略 局統計調査課	注意	件名	社会生活基本調査票の紛失
		内容	デジタル戦略局統計調査課は、令和3年10月18日に社会生活基本調査の調査世帯から提出された回答記入済みの社会生活基本調査に係る調査票1世帯分(2部)を紛失した。
9月 産業革新局マ ーケティング 課	注意	件名	不適切な個人情報の取扱い
		内容	産業革新局マーケティング課から令和3年度に「食の都しずおかフェア」企画運営業務を受託した業者及び4年度に「食の都しずおかレストランフェア」企画運営業務を受託した別の業者が参加者に事務連絡のメールを一斉送信した際、受信者全員に他の受信者のメールアドレスを流出させた。 また、産業革新局マーケティング課は、「新商品セレクション」の過去の全受賞商品の公開データを一応募者に送付する際に、非公表の個人情報が含まれていることに気が付かずメール送信した。
6月 中央図書館	注意	件名	会計書類の紛失
		内容	中央図書館は、現金領収事務において、令和3年9月16日に郵便局に納付した際に発行された静岡県取扱店収納票兼払込受領証1通を紛失した。
9月 静岡中央警察 署	注意	件名	交通反則切符の紛失
		内容	静岡中央警察署の警察官は、交通違反の取締りの際、1件(5枚綴りのうちの4枚)の交通反則切符を紛失した。
6月 中央図書館	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り(同種事案の発生)
		内容	中央図書館は、前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和3年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇について、付与日数に誤りがあった。
9月 焼津水産高等 学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続
		内容	焼津水産高等学校は、令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇について、令和3年5月21日の年次有給休暇の請求及び承認を、年次有給休暇請求簿により行っていなかった。 また、年次有給休暇の残日数を正確に管理していなかったことから、11月15日について、年次有給休暇の残がないにもかかわらず、年次有給休暇として処理していた。 このため、当該職員に対する非常勤職員報酬等の支払が6,215円過大となっていた。

監査箇所	区分	概 要	
9月 就業支援局職業能力開発課	注意	件名	技能検定合格証書の誤発行
		内容	就業支援局職業能力開発課は、令和2年度後期技能検定合格者に令和3年3月19日付けで合格証書を交付すべきところ、誤って令和3年5月20日付けで交付した。正しい合格証書の送付及び誤った合格証書の回収のため、令和3年度に196,594円の郵送料が発生した。
9月 農業局農業ビジネス課	注意	件名	農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理
		内容	農業局農業ビジネス課は、令和3年度の農業者の農業経営改善計画の認定事務において、受け付けた75件全ての申請について事務処理を遅延させたことから、決裁日、認定日の不適切な遡及処理を行った。そのうち62件については、決裁後も放置したことから認定書の送付が著しく遅延した。
3月 沼津土木事務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	沼津土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件19,900円の収入欠損が発生した。
3月 島田土木事務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	島田土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件43,400円の収入欠損が発生した。
2月 静岡財務事務所	注意	件名	不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り
		内容	静岡財務事務所は、令和3年度及び4年度に、不動産取得税の買取再販(土地)に係る減額制度の適用を8件(3者)誤り、計832,500円の追加徴収が発生させた。
9月 機関名非公表	注意	件名	教員による生徒への体罰行為等の発生
		内容	県立高校の教諭が、部活動指導の際に令和元年7月から2年12月までの長期にわたり体罰や暴言を繰り返していたが、この間の学校による当該教諭に対する指導が不十分であった。

本庁意見一覧（意見 2 1 件）

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 総務課、 政策推進局 総合政策課、 財政課	意見	件名	静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用
		内容	<p>静岡県ふじのくにづくり推進基金については、令和4年度から令和7年度までの4年間に於いて総合計画「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」を推進するための財源として、令和3年度末に100億円が積み増された結果、令和4年度以降の事業に充当するため100億414万円余が基金に造成され、その全額が預金により運用されています。この基金は令和7年度にかけて計画的に事業に充当されることになってはいますが、基金の一部については、すぐに取り崩して事業に充てることが予定されていません。よって、本基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>本基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、本事業に活用できる資金が増大することになります。令和7年度までの本基金の活用見込みをより精査し、当年度の事業に充当しない基金を債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。</p>
知事直轄組織 デジタル戦略局 データ活用推進課	意見	件名	オープンデータの利活用の推進
		内容	<p>オープンデータの利活用を推進するため、平成25年度にオープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、平成30年には利用者の利便性を向上させるため、複数データの一括ダウンロードや、API連携により企業等が運営するシステムが自動でデータを定期的にダウンロードできるようにリニューアルしています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数やダウンロード数は年々増加しており、利用は進んでいると思われませんが、国の示す推奨データセットの公開数は目標を大きく下回っている状況にあります。</p> <p>今後、県民の行政参画・官民協働の推進を通じて、諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が促進されるよう、県民がオープンデータを利用しやすい環境の整備に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、「静岡県オープンデータ作成の手引」を作成し、研修会等を実施していますが、今後、さらに関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充し、オープンデータの利活用を推進するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
危機管理部 危機政策課	意見	件名	地震・津波対策等減災交付金の取組の推進
		内容	<p>地震・津波対策等減災交付金は、交付要綱に基づき市町が定めた令和元年度から4年度までの四箇年計画による対策事業や資材の整備等の取組に対する財政支援を行うもので、交付金の効果把握として、3つの統一的成果指標すべてを100%とすることを目指しています。</p> <p>指標に関して、令和3年度末の時点で、津波避難施設空白域の解消率については、基準年である平成30年度の91.6%から6.5ポイント上昇し98.1%とほぼ100%に近いエリアをカバーできていますが、避難所の安全対策完了率は、88.3%から5.7ポイント上昇したものの94.0%、被災者生活支援訓練実施率は、11.4%から14.3ポイント上昇したものの25.7%にとどまり、26市町では未実施の状況で、令和4年度までにすべての指標を100%とすることは大変厳しい状況です。</p> <p>このような状況にもかかわらず、令和3年度は30億円の当初予算に対して、市町で交付金を活用する事業予算の確保ができなかったこと等により、10億円の減額補正が生じています。特に、3つの指標に関連する事業については、当初予算の約半分にまで減額補正されていて、交付金制度が活かされているとは言えない状況です。</p> <p>なぜ計画の目標達成が厳しいにもかかわらず交付金が活用されないのか、県は市町にヒアリング等を行い、その原因や課題を把握し、今後の交付金制度のあり方について検討してください。</p>
危機管理部 危機情報課	意見	件名	静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及
		内容	<p>令和元年度に運用開始した静岡県防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進を支援するもので、令和2年度には、外国人県民への防災情報の発信強化のために多言語化（11言語）したほか、地域の災害対応力の向上や避難所での新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための3つの機能として、地域防災力見える化システム、防災モニター及び非接触型避難所運営支援を新たに追加しています。</p> <p>令和3年度は、アプリ普及のため、出前講座やパンフレットなどによる広報・啓発の事業等を実施したことで、ダウンロード数は20万件を超えていますが、追加した3つの機能については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市町での自主防災組織会長の会合や訓練等が中止になったことで、市町や自主防災組織での活用をあまり進めることができませんでした。</p> <p>更なる地域防災力強化のため、令和3年3月には、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」において、2022年度末までに、アプリ機能を活用した自主防災組織の防災力の向上に取り組む市町数100%を目指すという具体的なアクションが追加されていることから、今後は避難所運営訓練等を通じ、全市町への浸透を図ってください。</p> <p>また、アプリの利用者を対象としたアンケートを実施して、機能の見直しや追加を行うことで利用者の利便性を高めるとともに、県民へのさらなる普及に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経営管理部行政経営局人事課 教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行
		内容	<p>会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請（請求）簿の記載の誤りについては、平成30年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところです。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の3年間で計41件（知事部局23件、教育委員会18件）の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>
暮らし・環境部 環境局 環境政策課	意見	件名	しずおかスマートオフィス実践プランの推進
		内容	<p>「しずおかスマートオフィス実践プラン」は、地球温暖化対策推進法第21条の規定による地球温暖化対策地方公共団体実行計画事務事業編に位置付けられる計画で、県の全施設における事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で40%削減することを目標としています。2020年度の実績（2021年度実績は令和4年11月公表予定）では、基準年である2013年度比で29.1%削減していて、2022年度までの中間目標である28.5%削減を2年前倒しで達成できており、現時点で計画は着実に進捗しています。</p> <p>しかし、これまでの事業部門別削減率では、下水道部門は73.4%、水道部門は36.9%と大きく進捗している一方、警察部門5.8%、病院部門6.1%、教育部門8.4%、事務部門11.5%と、部門により状況が異なります。</p> <p>そのため、より具体的な取組について部門毎に再確認を行い、目標達成に向けた関係部局間の一層の緊密な連携の下、更なる推進に取り組んでください。</p> <p>さらに、令和3年10月の閣議決定により、国の事務事業編に当たる「政府実行計画」の温室効果ガス排出の削減目標が40%から50%に引き上げられていることについては、早急に県計画の適切な見直しを行うとともに、地球温暖化対策推進法第22条の12の規定による市町への支援にも努めてください。</p> <p>今後も引き続き、県が率先して地球温暖化防止に取り組むことで、県民、事業者、市町等の主体的な取組の促進を図ってください。</p>

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課	意見	件名	観光デジタル情報プラットフォームの利活用
		内容	<p>観光分野のデジタルトランスフォーメーションを推進する中で、データ集積、データ分析、分析データの活用等の機能を持った観光デジタル情報プラットフォームを令和2年度に構築し、運用を開始しています。</p> <p>令和3年度には、ウェブサイトとの連携を可能とするため、県有施設のウェブサイトの改修を行ったほか、県内市町、観光協会等（以下「市町等」という。）のウェブサイトについて連携のための改修費用を補助する制度を創設し推進を図ったところですが、市町等からの補助金申請の実績がなく、市町等においては事業が進捗していないことから、事業効果は不十分な状況となっています。データサイエンティストによるデータ分析の実例を示し、データ連携のメリットを解説するセミナーの開催などの取組を行っておりますが、市町等にデータ連携を促すため、補助金申請がないことの詳細を把握した上で、地域等を特定したモデル事業での実証などにより、データ連携における課題を改めて分析するとともに、得られた成果を市町等に具体的に示したり、IT関連の技術者が不足している市町等に対しては、県による技術的サポートを提供したりするなどして、市町等が取り組みやすい環境づくりに努め、基盤の強化・充実を図ってください。</p> <p>また、利用者の属性データや位置情報等の動的データを取得しながら、利用者や所在地に応じた最適な観光情報を提供することを目的とした観光情報アプリ「TIPS」を令和3年3月から一般にリリースしています。令和3年度には、足跡機能やクーポン機能の追加、地域情報記事の掲載等の改修による機能の充実を図ったところですが、新型コロナウイルス感染症のまん延等の状況があり、積極的な広報や機能の実証実験の実施には至らず、ダウンロード数は令和3年度末時点で約3,200件となっており、令和7年度末までに累計5万件という目標ダウンロード数と比べると増加状況は不十分でした。観光デジタル情報プラットフォームへの情報の蓄積、アプリの情報提供機能の強化を図るには、より多くの人に利用してもらうことが肝要ですので、ウィズコロナを前提に、ダウンロード数の増加のための仕組みづくりとアプリの利用促進に継続して取り組んでください。</p>
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 健康局 国民健康保険課	意見	件名	介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金の運用
		内容	<p>健康福祉部が管理する介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金は、令和3年度においては、全額が預金で運用されています。</p> <p>一方、令和2年度末時点のこれら3基金の残高は、それぞれ、介護保険財政安定化基金が23億4,636万円余、後期高齢者医療財政安定化基金が36億8,724万円余、国民健康保険財政安定化基金が73億6,967万円余となっていますが、各基金の一部については、すぐに取り崩して市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に充てることが予定されていません。よって、これらの</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>実際に債券運用を開始した地域医療介護総合確保基金では、厚生労働省が定めた管理運営要領により基金の運用について、国債、地方債等、預金の順番としています。</p> <p>これら3基金は、市町等の保険者における突発的な財政不足への対応を目的としており、必要時における基金取崩しの緊急性が高いことなどから、債券による運用を行っていないとのことですが、近年では、基金からの市町等の保険者の財源不足に関する貸付実績も交付実績も全くなく、また、コロナ禍においても、市町等において保険給付費や保険料の適切な見込額の算定等を行ったことなどにより、市町等の保険者において財源不足が生じることはありませんでした。</p> <p>突発的な事象に対してすぐに現金化できる資金を一定額保有しておくことの重要性は理解しますが、基金を取り崩す必要が近年生じていない事実や基金取崩しの予定が現時点で具体的に存在していないことを踏まえれば、今後高齢化が加速する我が県において、運用益は重要な財源になることは間違いありませんので、積極的に運用益を確保しておくことは非常に重要なことです。</p> <p>これら3基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に活用できる資金が増大することになります。したがって、これらの3基金について、それぞれ市町等への貸付けや交付が必要となった場合に当年度にいくらの取崩しが必要になるかなどを試算をした上で、当年度に充当しない基金は債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。</p>
健康福祉部 医療局 地域医療課	意見	件名	看護師確保対策の取組
		内容	<p>県では、看護師確保対策として、「養给力強化」、「離職防止・定着促進」、「再就業支援」、「看護の質の向上」の4本柱を中心に進めており、結果として令和2年度の看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）の数は約43,200人で2年前よりも1,200人ほど増加しています。しかしながら、国による看護職員需給推計では、本県の2025年度時点の看護職員需要47,046人に対し、3,450人不足し、充足率は92.7%となっており、2025年度までは不足が続くと見込まれています。</p> <p>特に、看護師不足に対応するためには、3年制の専門学校の入学者の増員や、卒業生全員が国家試験に合格するよう支援していくことが重要です。4年制大学に進学する学生が多い中、今後の看護専門学校のあり方を検討する必要がありますが、まずは入学者の確保の促進や国家試験の合格率向上の取組を強化するなど、できるだけ新規の看護師を増やし、総数の底上げに取り組むことが必要です。</p> <p>また、看護の現場がどの程度厳しい職場環境であるのかをきめ細かく実態調査したうえで、離職理由について、新人看護職員研修を通じたフォローアップや、ひとり一人の立場に立った話し合</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>い、現場環境の改善に向けた検討がなされる必要があります。</p> <p>現在の新型コロナウイルス感染症が収まらない状況もあり、看護師の確保は喫緊の課題でもあることから、現場の医療機関や看護協会との調整なども含め、将来に向けてさらに有効な対策を検討してください。</p>
健康福祉部 政策管理局 総務課	意見	件名	個人情報の誤送信・誤送付の根絶の徹底
		内容	<p>新型コロナウイルス感染症に係る患者の個人情報の誤送信・誤送付について、令和3年度に健康福祉センターで発生した後も、令和4年4月以降、立て続けに3件発生しました。</p> <p>これらの誤りは、新任者による初めての業務に対して、前任者からの引継が不十分だったことが原因です。</p> <p>また、個人情報は慎重に取り扱われなければならないものがありますが、健康福祉部は、新型コロナウイルス感染症に限らず、個人情報の取扱いが多い部であり、関係する職員数も多いことから、誤りが発生する可能性は高いと考えます。そのため、このような事案が繰り返し起きないように、発生事例に係る原因と再発防止策を健康福祉センターをはじめ部全体に周知すべきと考えます。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、部全体での再発防止の徹底に取り組んでください。</p>
経済産業部商 工業局 企業立地推進 課	意見	件名	県内企業の国際化支援
		内容	<p>県内企業の貿易の振興と国際化の推進を支援するため、昭和34年度から「県内企業国際化支援事業」に取り組み、令和3年度は国際ビジネス相談窓口の常設や、多様な「国際ビジネス事情講座」の開催、県内企業の海外販路開拓に関する経費を助成する「海外市場開拓支援事業」などを行う公益社団法人静岡県国際経済振興会に助成しています。</p> <p>本事業は、国際化推進等の導入部に当たる事業であり、年度ごとの相談件数や講座受講者数、海外市場開拓支援事業においては個々の事業者の採択後の成果の把握等を公益社団法人静岡県国際経済振興会が行っていますが、県として、長期にわたるこれらの取組が、県内企業に寄与した効果の把握がされていません。</p> <p>県は、公益社団法人静岡県国際経済振興会の窓口としての機能を活用し、静岡県海外展開支援ネットワークの連携による成果を確認するとともに、本事業における業種別・事業規模別などの累積的・長期的な効果を把握し、明らかにするよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経済産業部森林・林業局 森林計画課	意見	件名	森林整備の促進
		内容	<p>「森林（もり）づくり県民税」を財源にした「森の力再生事業」は、公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備に取り組み、令和3年度は第2期計画の6年目となり、計画面積の58%の整備を実施しおおむね順調に進捗しています。</p> <p>近年の集中豪雨の頻発により山地災害のリスクは高まっており、下流域における流木も多く発生していることから、荒廃の進行や拡大の実態を確認し、適切に事業を実施することが必要です。</p> <p>一方で、市町は令和元年度から「森林環境譲与税」を財源に、景観に配慮した伐採等、地域の実情に応じた森林整備を行っています。</p> <p>荒廃森林の整備を喫緊に行うためには、県は「森の力再生事業」を遂行し、市町は森林環境譲与税配分額を有効活用した整備を実施するなど、県と市町が並行した整備の推進が重要であると考えます。</p> <p>荒廃森林の現状把握に努め、森林づくり県民税及び森林環境譲与税を財源にしたそれぞれの森林整備事業の対象区域等を明確にし、両事業を有効活用してください。</p> <p>あわせて、荒廃森林の整備の推進における両事業の成果と相乗効果を県民に丁寧に説明し、「森の力再生事業」第2期計画を計画期間内に完遂するよう取り組んでください。</p>
経済産業部水産・海洋局 水産振興課	意見	件名	県産水産物の流通拡大の取組
		内容	<p>新たな広域経済圏として、山梨県、長野県、新潟県の「山の洲」における県産水産物の需要開拓と、オンライン受発注システムと連動した物流システムを構築する流通モデル実証事業に、令和3年度から2か年にわたり取り組んでいます。</p> <p>令和3年度は、電子商取引システムの保有や物流システム構築の実績等、事業を実施するための実施基盤が既に調っている事業者を公募することにより、「山の洲」における着実な新規需要開拓や、流通モデル構築による県内生産者の販路拡大などの成果が早期に得られています。</p> <p>取引件数の増加という成果に留まらず、実証事業終了後の事業定着と、将来的には新たな事業者の参入により流通が拡大することが、本事業の最終的な効果であると考えます。</p> <p>また、本実証事業で得られた成果と課題を検証し、より広域的な「スマート流通モデル」の展開も検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 建設経済局 工事検査課	意見	件名	建設工事等の安全対策の取組
		内容	<p>県工事等における事故発生件数は、交通基盤部出先機関では平成30年度：50件、令和元年度：36件、2年度：52件、3年度：57件（もらい事故1件を含む）農林事務所では平成30年度：19件、令和元年度：18件、2年度：9件、3年度：12件と、平成30年度の工事事故防止行動計画の策定を受けて一旦減少したものの、再び増加傾向となっています。</p> <p>交通基盤部出先機関や農林事務所への監察、動画を使用した講習会の開催などを通じて、事故防止に取り組んでいますが、十分な効果が発現していない状況です。既存の取組の更なる徹底や事故防止行動計画に基づくPDCAサイクルによる取組の改善など、これまで以上に取組の実効性を高めるとともに、コロナ禍で対面指導が制限される状況下においても効果が現れるよう、工夫していく必要があります。</p> <p>また、例年、事故件数のうち一定の割合を占める業務委託に係る事故については、令和3年度に工事検査課が策定した「建設関連業務委託事故防止行動計画」や、（一社）静岡県測量設計業協会に働きかけて策定された「安全作業マニュアル」に基づく取組が令和4年度から始まりました。今後はその効果や課題の把握・検証を行いながら、適切に運用していく必要があります。</p> <p>引き続き、本県の工事及び業務委託における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、「建設工事等安全管理推進連絡会議」を通じて、工事及び業務委託事故防止行動計画に係る取組の実効性を高めて下さい。また、コロナ禍でも効果を発揮できるよう既存の取組を検証し、必要に応じて改善を進めるなどして、受注者・発注者の安全意識を高め、工事等事故件数が減少するよう、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>
交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 土木防災課	意見	件名	水災害における総合的な対策の推進
		内容	<p>交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。さらに、令和3年度末を目標に、44水系の流域治水プロジェクト及び14地区の水災害対策プランの計画策定を進めるとともに、505河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>しかし、令和3年度末時点において、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は92.3%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは22水系、水災害対策プランは5地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まり、残る河川等のプロジェクトの計画策定等の完了は令和4年度以降に持ち越されました。</p> <p>今年度も全国各地で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方に基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の適切な避難行動につながるよう市町が</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>行う洪水ハザードマップの作成や避難確保計画の作成など市町に対する支援施策が重要となっています。</p> <p>国や市町、庁内関係部局等と連携し、早期に流域治水プロジェクト等の計画策定及び洪水浸水想定区域図の作成をするなどして、防災・減災対策に努めて下さい。</p> <p>また、計画策定等が遅れることのないよう、必要な人員を確保するなど、執行体制の強化にも努めてください。</p>
交通基盤部 港湾局 漁港整備課	意見	件名	福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善
		内容	<p>サンドバイパスシステムは、平成26年に運転を開始し、当初は年間8万立方メートル超の輸送実績があったものの、近年は、ポンプ周辺に流木等の障害物が堆積したこと等が原因で輸送量は低下し、年間2万立方メートル程度に留まっています。年間8万立方メートルの目標に到底及ばない数字であり、目標と実績の乖離が大きくなっています。</p> <p>そこで、令和3年度から4基あるジェットポンプのうち1基は障害物の除去作業を実施しています。あわせて、恒久対策について、国と連携し検討を進めてきましたが、未だ決まっておらず、令和4年3月開催の遠州灘沿岸侵食対策検討委員会において、目的が達成されない状態が継続していることに対して、現状を危惧する意見が出されるなど地域において危機感が持たれています。</p> <p>土中に埋設している障害物の除去作業を早期に完了させることより、土砂輸送量は相当量回復すると思われませんが、台風や豪雨などの影響により、再び、流木等が大量に海に流れ込んでくるのが想定されます。</p> <p>本システムを長期にわたり効果的に運用していくため、コスト縮減を常に意識しながら、目的である「港口埋没対策」と「侵食防止対策」を講じ、国等との協議により、年間8万立方メートルの安定的な輸送量確保に向けた抜本的な対策を早期に決定し、工事に取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成30年度の対象障害者の再調査により、法定雇用率を下回ることが明らかとなりました。その後、教育総務課が一元的に管理し適正な手続きを実施する環境を整えるとともに、量的な確保を求めるだけでなく、雇用後に働きやすい職場環境づくりの取組を進めながら、障害がある人を対象とした教職員採用試験の実施や非常勤障害者枠の職設置などを進め、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかし、平成30年以降、法定雇用率を上回ることなく、令和4年6月1日現在、法定雇用率2.50に対し、実雇用率1.83で、法定雇用率達成にはプラス107人の雇用が必要という状況です。47都道府県教育委員会実雇用率の降順集計（令和3年6月1日現在）では、静岡県は、44番目と低い位置にあります。</p> <p>現状では、法律に違反している状態が続いています。民間企業や私立学校であれば、法定雇用率を下回る場合は障害者雇用納付金が徴収されますが、地方公共団体では法令遵守が当然であり、知事部局と警察本部では法定雇用率を上回っている中、教育委員会が下回っている状況は看過できません。</p> <p>全国には法定雇用率を上回っている県が23県（令和3年6月1日現在）ありますので、それらの県の取組を参考に本県でできることを早期に検討し、法定雇用率を上回る雇用を達成するよう努めてください。</p>
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を行い、前年度に比べ令和3年度は教職員の不祥事による懲戒処分件数は減少しています。しかし、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止は最重要課題として対策に取り組んでいますが根絶には至っていません。</p> <p>教育委員会では、生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員に周知することを徹底するため、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようしています。さらに、児童生徒との私的なメール等のやりとりについて、懲戒処分の基準に処分量定も追加しています。それらの方策が、実効性のあるものとなるよう継続的な取組に努めてください。</p>
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	学校維持管理費等の適正な執行
		内容	<p>学校の管理運営、教育活動を行うための施設や設備の維持管理経費、日常的に必要な備品や消耗品費等については原則公費負担とするべきですが、一部の学校で学校後援会等の団体会計で支出している不適切な事案が見受けられます。「学校運営における公費支出の基準」に基づいた適正な管理が行われるよう各学校に対する指導に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 健康体育課	意見	件名	運動部活動の効率的・効果的な実施
		内容	<p>教育委員会では、中学校、高等学校の部活動及び地域スポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、スポーツ指導者を人材バンクに登録し、紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務」を公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託しており、令和3年度末時点の人材バンク登録者数は686人で、学校等と外部指導者のマッチングは令和3年度33件行われています。</p> <p>この委託事業における成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和2年度48人、令和3年度40人と目標が達成できていない状況が続いています。</p> <p>また、「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、令和3年度は11市町に52人の部活動指導員の配置を補助していますが、多くの市町での活用が期待されるものの、活用市町数が微増に留まっています。活用が進まない主な理由は、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられています。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、人材バンク新規登録者数の成果目標を達成したうえで、学校等の現場ニーズにあった人材確保策や人材マッチング件数の向上策の検討を行い、両事業がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>

[随時監査]

監査結果（意見 1 件）

監査箇所	区分	概 要	
<p>2月 警察本部 総務部施設課</p>	意見	件名	警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底
		内容	<p>浜松西警察署敷地内の射撃場で、訓練中に発射されたとみられる射撃弾が外壁を貫通する事故が発生しました。</p> <p>警察本部では、原因として、バックストップによる防弾カバーの範囲が十分でなかったこと、鉄筋コンクリート造となっていなかったことが判明しており、施設の設計、計画等の各段階において関係者間の情報共有が十分でなかったことが背景にあるとしています。</p> <p>現在、移転建替え中の大仁警察署において、県内3か所目となる射撃場を建設中ではありますが、二度とこのような事故が起こらないよう、浜松西警察署の射撃場とともに、安全が十分に確保された施設にしてください。</p> <p>さらに、今回の事故を教訓として、今後の警察施設の整備においても、県民が安全、安心な生活を実感できるような施設となるように設計、工事を実施してください。</p>

事業の根拠法令調

種 別	根 拠 法 令
財務監査	地方自治法第199条第1項
行政監査	地方自治法第199条第2項
定期監査	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項
随時監査	地方自治法第199条第1項及び第5項
臨時監査	地方自治法第199条第2項
財政的援助団体監査	地方自治法第199条第7項
監査結果の報告・公表	地方自治法第199条第9項
監査結果の意見提出	地方自治法第199条第10項
決算審査	地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
内部統制評価報告書審査	地方自治法第150条第5項
例月出納検査	地方自治法第235条の2第1項
基金運用状況審査	地方自治法第241条第5項
住民監査請求に基づく監査	地方自治法第242条

監査の実施方法による種類

職 員 調

(令和5年4月1日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	事務局長	森岡 克明	局総括		年 月	
-	次長兼総務課長(併)	鈴木 利枝子	事務局長補佐 ・課総括		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	総務班長(併)	神村 雅子	総務班総括		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	主査(併)	鬼頭 崇	総務		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	主任(併)	栗原 祐里	総務		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
-	主事(併)	山本 奈那	総務		.	人事委員会事務局 併任(先方在勤)
2	監査課長	蕪木 宏一	課総括		.	
3	参事	松田 兆人	特命事項総括		.	
4	調査官兼課長代理	小林 秀生	課総括補佐		.	
5	課長代理兼班長	大石 高広	工事監査班総括		.	
6	班長	杉山 恭規	監査班総括		.	
7	主幹兼副班長	山田 志保	監査		.	
8	主幹	鈴木 一隆	監査		.	
9	主幹	中野 昌夫	監査		.	
10	主幹	永井 伸佳	監査		.	再任用
11	主査	三枝 衣美	監査		.	
12	主査	白輪 真也	監査		.	
13	主任	小池 章仁	監査		.	再任用
14	主任	高橋 透	監査		.	再任用
15	主任	峠坂 吉孝	監査		.	再任用
16	主幹	谷 知晃	工事監査		.	
17	主幹	遠藤 明雄	工事監査		.	
平均年数					1.4年	
-	会計年度任用職員	長倉 友美	事務補助		.	

(注)平均勤務年数は会計年度任用職員、併任職員は除く。

職員の年齢調

(令和5年4月1日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0 人	
20歳以上30歳未満	0 人	
30歳以上40歳未満	1 人	
40歳以上50歳未満	3 人	
50歳以上56歳未満	6 人	
56歳以上61歳未満	4 人	再任用職員 1 人
61歳以上	3 人	再任用職員 3 人
計	17 人	平均年齢 52.7歳

(注) 会計年度任用職員、併任職員を除く。

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 17人 職員数 17人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

該当なし

(注) 会計年度任用職員、併任職員を除く。

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		0人 (0人)
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	0人 (0人)
B 2		要経過観察	0人 (0人)
C 1	勤務をほぼ平常に行っていが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	0人 (0人)
C 2		要経過観察	0人 (0人)
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	9人 (9人)
D 2		要経過観察	7人 (7人)
D 3		医療不要	1人 (1人)
区 分 者 計			17人 (17人)
未区分者数			0人
合 計			17人 (17人)

(1) 管理区分A～C 2 該当者
に対する措置状況

該当なし

(2) 未区分の理由

該当なし

(注) 会計年度任用職員、併任職員を除く。

本年度の健康管理区分結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、()
書きで再掲

職 員 配 置 調

(令和5年4月1日現在)

区 分		総務課	監査課	計
配 置 職 員	職員(事)	1人 (5人)	9人	10人 (5人)
	職員(技)		3人	3人
	再任用職員(事)		4人	4人
	再任用職員(技)			
	計	1人 (5人)	16人	17人 (5人)
	会計年度任用職員	1人		1人
	臨時的任用職員			
	計	1人		1人
合計		2人 (5人)	16人	18人 (5人)

(注) 事務局長は総務課に含む。併任職員は()書きで外数

令和4年度歳入

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額	計	
款 14 諸 収 入	円 349,000	円 22,000	円 0	円 327,000	円 327,794
項 7 雑 入	349,000	22,000	0	327,000	327,794
目 2 雑 入	349,000	22,000	0	327,000	327,794
節 81 保 険 料 金 負 担 金	349,000	22,000	0	327,000	327,794
計	349,000	22,000	0	327,000	327,794

予 算 執 行 状 況 調

収入済額		不 納 欠損額 D	収 入 未済額 E	予算現額 に対する 収入済額 の増減	収入歩合 $\frac{B + C}{A - D}$	納期内 収入率 $\frac{B}{A - D}$	摘 要
納期内 B	納期後 C						
円 327,794	円 0	円 0	円 0	円 794	% 100	% 100	
327,794	0	0	0	794	100	100	
327,794	0	0	0	794	100	100	
327,794	0	0	0	794	100	100	
327,794	0	0	0	794	100	100	

預 金 調

(令和5年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 円	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259524	監査委員事務局 資金前渡者 次長兼総務課長	31,000	交際費等の継続的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259580	(自振口) 監査委員 事務局資金前渡者 次長兼総務課長	0	社会保険料
残 高 合 計				31,000	

郵 券 等 受 払 調

(令和5年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	令和3年度						令和4年度						差引現在高		摘 要	
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出					
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		
タクシー チケット	静岡市 タクシー 事業協 同組合					0						0					使用
		0		60				0		60			0		0		廃棄
						60						60					用度課 返納

余白

令和4年度歳出予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額					支出済額
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出・ 流用増減	計	
	円	円	円	円	円	円
第4款						
経営管理費	259,056,000	14,599,000	0	0	244,457,000	240,682,279
第7項						
監査委員費	259,056,000	14,599,000	0	0	244,457,000	240,682,279
第1目						
委員費	34,519,000	1,360,000	0	0	33,159,000	32,535,013
						(32,352,669)
委員給与費	33,967,000	1,060,000	0	0	32,907,000	32,352,669
						(182,344)
委員活動費	552,000	300,000	0	0	252,000	182,344
第2目						
事務局費	224,537,000	13,239,000	0	0	211,298,000	208,147,266
						(149,993,410)
職員給与費	163,007,000	11,333,000	0	0	151,674,000	149,993,410
						(7,540,106)
事務局 運営活動費	10,330,000	1,320,000	0	0	9,010,000	7,540,106
						(50,613,750)
監査業務の アウトソーシング 推進費	51,200,000	586,000	0	0	50,614,000	50,613,750
合 計	259,056,000	14,599,000	0	0	244,457,000	240,682,279

翌年度 繰越額	不 用 額	特定財源額 (決算額)	摘 要
円 0	円 3,774,721	円 0	
0	3,774,721	0	
0	623,987	0	
(0) 0	(554,331) 554,331	0	監査委員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(69,656) 69,656	0	監査委員の出張旅費である。 不用額は旅費の確定によるものである。
0	3,150,734	0	
(0) 0	(1,680,590) 1,680,590	0	事務局職員の給与費である。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(1,469,894) 1,469,894	0	定期監査等に要した経費である。 不用額は事務費の節約等によるものである。
(0) 0	(250) 250	0	
0	3,774,721	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和3年度	令和4年度	
							左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経営管理費	監査委員費	事務局費		50,613,750	
計					48,455,000	50,613,750	0
(14) 工事費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費						0	
計					0	0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	経営管理費	監査委員費	事務局費		159,500	
計					217,600	159,500	0
(21) 補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	0

余白

委 託 料 に

整理 番号	委託業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更増減額	計
			円	円	円	円
1	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（A）	公認会計士 公会計監査 団静岡 代表理事 岩田礼司	33,439,874	33,415,250		33,415,250
2	静岡県監査委員の行う監査に係る 予備監査業務等委託（B）	芙蓉監査法人	17,474,329	17,198,500		17,198,500
	事務関係計	2 件	50,914,203	50,613,750	0	50,613,750
	合計	2 件	50,914,203	50,613,750	0	50,613,750

関 する 調

(令和4年度)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R4. 4.26 ~ R5. 3.31	R4. 5.31 R4. 7. 8 R4. 8.19 R4. 9. 9 R4.10.11 R4.11. 8 R4.12. 9 R5. 1.27 R5. 2.17 R5. 3.20 R5. 3.31 R5. 4.27 小計	円 239,700 2,876,400 5,832,700 2,476,900 2,556,800 4,873,900 3,915,100 4,554,300 3,275,900 2,077,400 399,500 336,650 33,415,250	財務事務に係る 予備監査業務	随契 2号 (不適)
随契	R4. 4.26 ~ R5. 3.31	R4. 5.31 R4. 7.15 R4. 8.17 R4. 9. 8 R4.10.11 R4.11. 8 R4.12. 9 R5. 1.20 R5. 2.17 R5. 3.20 R5. 3.31 R5. 4.27 小計	185,400 1,297,800 3,337,200 679,800 1,730,400 2,842,800 2,472,000 2,039,400 1,359,600 803,400 247,200 203,500 17,198,500	財務事務に係る 予備監査業務	随契 2号 (不適)
			50,613,750		
			50,613,750		

負担金支出調

(令和4年度)
(令和5年3月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担 根拠	事業内容	負担金額	支出 年月日
1	講習会等 参加費	(一社)日本経営協会 中部本部	開催 通知	住民監査請求と住民訴訟の基礎 実務	円 31,900	R4.7.19
2	"	(一社)日本経営協会	"	自治体監査の実務ポイント・ノウ ハウ修得セミナー	31,900	R4.7.26
3	"	(一社)日本経営協会 関西本部	"	土木工事技術検査の具体的な進 め方	31,900	R4.11.4
4	"	(一社)日本経営協会 関西本部	"	これからの地方自治体監査の役 割とあり方	63,800	R5.1.31
	計	4件	/	/	159,500	/

備品・図書調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

区 分	令和4年 3月31日 現 在	増		減		令和5年 3月31日 現 在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
01 01 机類	1	(0) 0	円 0	(0) 0	円 0	1
01 03 いす類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01 - 04 収納保管庫類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01 - 07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01 - 10 印判類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
02 - 01 情報処理機器類	10	(0) 0	0	(0) 0	0	10
02 - 02 情報伝達機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
50 - 01 図書	14	(0) 0	0	(0) 0	0	14
計	38	(0) 0	0	(0) 1	0	37

主 要 備 品 調

(令和5年3月31日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	1 - 04	その他の収納 保管庫	横スライド書庫	常時使用(年間365日) 書類収納用	平成11年5月	円 1,047,900